

常任委員会に関する細則

第1章 常任委員会の任務

第1条 常任委員会の任務は下記の通りとする。

1. 前期学年委員

児童・生徒の教育の向上と福祉の充実を図る。学年懇談会等の運営補助を担当するとともに、ベルマーク活動の運営調整を行う。また、記念品の選定等を行う。

2. 中後期学年委員会

児童・生徒の教育の向上と福祉の充実を図る。学年懇談会等の運営補助を担当するとともに、人権教育推進委員の運営調整を行う。記念品の選定等を行う。

3. 文化委員会

PTA主催の講座や講演会、研修等、教養的な学習会の企画運営を行い、会員の交流を促進する。

4. 広報委員会

本会の諸活動に関する広報活動及び記録を担当する。

5. 保健委員会

児童・生徒の給食並びに保健衛生の向上を図る。学校保健講座、給食献立作成委員として活動する。

6. 地区安全委員会

校区内の各地区を担当し、学校と連携しながら広く児童・生徒の健全育成のために見守り活動等の運営を行う。

7. 環境美化委員会

学校や地域の美化に努めるとともに、会員の交流を深める。

第2章 常任委員の選出

第1条 常任委員の選出方法は次の通りとする。

1. 常任委員の選出は、立候補を優先して選出する。

2. 立候補により定員を超える場合は、抽選により選出する。

3. 各常任委員選出人数は実行委員会において定め、募集の際に会員に周知する。

4. 立候補者がいない場合は、1子1役を終えていない会員を対象に、抽選により選出する。

5. 抽選対象者で定員を満たさない場合は、学年の全会員を対象とした二巡目の抽選により選出する。

6. 地区安全委員の選出は、彩都の丘学園校区内の地区ごとに選出する。

5. 抽選は、公開にて実施する。

6. 二巡目の選出に際しては、役員及び各常任委員長及び特別委員長の経験者は対象外とする。但し、再任は妨げない。

第3章 就任

第1条 常任委員に選出された会員は、署名による就任受諾を提出し、実行委員会の委嘱を受けて就任する。

第4章 各常任委員長の選出

第1条 各常任委員長は常任委員を2回経験したものとみなす。但し、二子目とする対象は当該児童又は生徒が在籍中に入学した弟妹に限る。

2. 前項は再任を妨げない。

3. 委員長は、立候補を優先し選出する。但し、立候補がない場合は、各委員会で協議し選出する。

4. 過去に委員長を経験した者は、委員長選出時は対象外とするが、再任は妨げない。

第5章 副委員長及び書記の選出

第1条 副委員長及び書記は、各委員会から選出する。ただし、立候補者がいない場合は、定例会時に選出する。

第6章 常任委員長及び委員の欠員補充

第1条 常任委員長が欠員となった場合は、副委員長を後任に充て、当該委員会で新たに副委員長を選出する。

2. 委員に欠員が生じ、その補充が必要となった場合は、後任を選出し補充する。

第7章 細則の改正

第1条 この細則の運用に関する必要事項は、実行委員会で協議し決定することができる。その内容については必要に応じて全会員に告知されなければならない。